

現行条文（令和4年版）										新条文（令和5年版）										改定理由		
編	章	節	条	項	下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項	編章節条項下項		編章節条項下項	
																(15)						
1	1	1	14	1	2						1	1	1	14	1	2						添植
1	1	1	19	4	1	4.再生資源利用計画					1	1	1	19	4	1	4.再生資源利用計画					添植
1	1	1	19	5	1	5.再生資源利用促進計画					1	1	1	19	5	1	5.再生資源利用促進計画					添植
1	1	1	21	1	1	1.工事完成通知書の提出					1	1	1	21	1	1	1.工事完成通知書の提出					添植
																(3)					新規追加	
																(3)					新規追加	
1	1	1	24	3	1	3.標示板の設置					1	1	1	24	3	1	3.標示板の設置					文言の統一
																1-1-1-26					新規追加	
1	1	1	31	8	1	8.低騒音型・低振動型建設機械					1	1	1	32	8	1	8.低騒音型・低振動型建設機械					新規追加
1	1	1	33	5	1	5.交通安全法令の遵守					1	1	1	34	5	1	5.交通安全法令の遵守					更新、誤字
1	1	1	33	14	1	14.通行許可					1	1	1	34	14	1	14.通行許可等					更新
1	1	1	35	1	10	(8)					1	1	1	36	1	10	(8)					更新
1	1	1	35	1	14	(12)					1	1	1	36	1	14	(12)					更新
1	1	1	35	1	17	(15)					1	1	1	36	1	17	(15)					更新
1	1	1	35	1	19	(17)					1	1	1	36	1	19	(17)					更新
1	1	1	35	1	24	(22)					1	1	1	36	1	24	(22)					更新
1	1	1	35	1	27	(25)					1	1	1	36	1	27	(25)					更新
1	1	1	35	1	28	(26)					1	1	1	36	1	28	(26)					更新
1	1	1	35	1	42	(40)					1	1	1	36	1	42	(40)					更新
1	1	1	35	1	45	(43)					1	1	1	36	1	45	(43)					更新
1	1	1	35	1	63	(61)					1	1	1	36	1	63	(61)					更新
1	1	1	35	1	67	(65)					1	1	1	36	1	67	(65)					更新
1	1	1	35	1	69	(67)					1	1	1	36	1	69	(67)					更新
1	1	1	35	1	70	(68)					1	1	1	36	1	70	(68)					更新
1	1	1	35	1	74	(72)					1	1	1	36	1	74	(72)					更新
1	1	1	35	1	75	(73)					1	1	1	36	1	75	(73)					更新

現行条文(令和4年版)										新条文(令和5年版)										改定理由
編	章	節	条	項	下項	編章節条(項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	下項	編章節条(項目見出し)	新条文					
1	1	1	35	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年6月改正 法律第58号)	1	1	1	36	1	76	(74)	労働保険の保険料の徴収等に関する法律(令和4年3月改正 法律第12号)	更新				
1	1	1	35	1	82	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(令和3年5月改正 法律第37号)	1	1	1	36	1	82	(80)	個人情報の保護に関する法律(令和4年5月改正 法律第51号)	最新通達の適用				
			43					1	1	1	44	0	1	1-1-1-44	石綿使用の有無	新規追加				
			43					1	1	1	44	1	1		受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿(アスベスト)の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿調査有無規則に基づく一定規模以上の工事においては「事前調査結果の報告」を所轄労働安全衛生監督官に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	新規追加				
1	2	1	0	1	1	1.適用工種	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、港湾土工、空港土工その他これらに類する工種について適用する。	1	2	1	0	1	1	1.適用工種	本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。	誤植				
1	2	2	0	0	3	なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	1	2	2	0	0	3	また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	改定までの誤読明示						
1	2	3	2	6	1	6.残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がからないようにつとめなければならない。	1	2	3	2	6	1	6.残土運搬時の注意	受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がからないようにつとめなければならない。	誤植				
1	2	3	3	11	1	11.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土及び購入土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	3	3	11	1	11.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植				
1	2	3	4	2	1	2.盛土材の確認	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材のまき出しに先立ち、予定している盛土材の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	2	3	4	2	1	2.盛土材の確認	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の <b>巻出し</b> に先立ち、予定している盛土材の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	誤植				
1	2	3	4	8	1	8.盛土材のまき出し及び締固め	受注者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第1編1-2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。また、巻出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行くとともに、重機械の急停止や急戻等を避け、補強材にずれや損傷を与えないよう注意しなければならない。	1	2	3	4	8	1	8.盛土材の巻出し及び締固め	受注者は、盛土材の <b>巻出し</b> 及び締固めについては、第1編1-2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 <b>巻出し</b> 及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行くとともに、重機械の急停止や急戻等を避け、補強材にずれや損傷を与えないよう注意しなければならない。	誤植				
1	2	3	7	2	1	2.残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がからないようにつとめなければならない。	1	2	3	7	2	1	2.残土運搬時の注意	残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民 <b>及び道路利用者</b> に迷惑がからないようにつとめなければならない。	誤植				
1	2	4	2	6	1	6.硬岩掘削時の注意	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発塵をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	1	2	4	2	6	1	6.硬岩掘削時の注意	受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発塵を <b>避</b> けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	誤植				
1	2	4	3	14	1	14.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	3	14	1	14.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民 <b>及び道路利用者</b> に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植				
1	2	4	4	11	1	11.接続部の緩和区間	受注者は、特に指示する場合は除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。	1	2	4	4	11	1	11.接続部の緩和区間	受注者は、特に指示する場合は除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を <b>避</b> けなければならない。	誤植				
1	2	4	4	16	1	16.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	4	16	1	16.採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民 <b>及び道路利用者</b> に迷惑がからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植				
1	3	1	0	3	1	3.適用規定(2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めた事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」「土木学会、平成30年3月」のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	1	3.適用規定(2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めた事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」「土木学会、 <b>2017年制定</b> 」(2018年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	誤植				
1	3	2	0	1	3	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年3月)		1	3	2	0	1	3	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) <b>[2017年制定]</b> (2018年3月)	誤植					
1	3	2	0	1	4	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成30年3月)		1	3	2	0	1	4	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) <b>[2017年制定]</b> (2018年3月)	誤植					
1	3	2	0	1	5	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月)		1	3	2	0	1	5	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 <b>[2012年版]</b> (平成24年6月)	誤植					
1	3	2	0	1	8	土木学会 鉄筋定着・継手指針(令和2年3月)		1	3	2	0	1	8	土木学会 鉄筋定着・継手指針 <b>[2020年制定]</b> (令和2年3月)	誤植					
1	3	2	0	1	9	公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事(平成29年9月)		1	3	2	0	1	9	日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 <b>ガス圧接継手工事(平成29年8月)</b>	修正					
1	3	3	2	1	2	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布法律第33号)に基づき国内に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技術士)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全付コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	2	(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(令和4年6月改正法律第68号)に基づき国内に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技術士)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全付コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。	修正						
1	3	3	2	1	3	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布法律第33号)に基づき国内に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	3	2	1	3	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法(平成30年5月改正法律第33号)に基づき国内に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の承諾を得なければならない。	修正						
1	3	5	4	3	3	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)及びJIS規格「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	3	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)及び <b>JISCE 502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」</b> により行わなければならない。	修正						
1	3	6	4	5	1	5.コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレイク、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれを配置しなければならない。	1	3	6	4	5	1	5.コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 <b>[2012年版]</b> 5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレイク、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれを配置しなければならない。	誤植				
1	3	7	3	3	1	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編) 本編第13章鉄筋(コンクリートの前掲、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前掲)」「土木学会、平成30年3月」の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	1	3.鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編) 本編第13章鉄筋(本編第13章鉄筋コンクリートの前掲、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前掲)」「土木学会、 <b>2018年3月</b> 」の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	誤植				
1	3	7	5	8	4	② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度Ⅱ種に従って施工管理を行わなければならない。	1	3	7	5	8	4	② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針 <b>[2020年制定]</b> (令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度Ⅱ種に従って施工管理を行わなければならない。	誤植						
1	3	12	3	1	1	1.一般事項	受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1	1	1.一般事項	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	誤植				
2	2	3	2	3	1	3.使用規定の例外	気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本案2項を適用しなくてもよいものとする。	2	2	3	1	9		JIS A 5011-5(コンクリート用スラグ骨材-第5部:右戻スラグ骨材)	追加					
2	2	6	1	4	1	4.異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿度を上げた疑いのあるセメント、その他異常を認められたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたるセメントは、品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	2	2	6	1	4	1	4.異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿度を上げた疑いのあるセメント、その他異常を認められたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたるセメントは、品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	誤植				
2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書(標準編) JSC-D 102-2018欠付用コンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成30年10月)の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	1	5.急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書(標準編) <b>[2018年制定]</b> JSC-D 102-2018欠付用コンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、 <b>2018年10月</b> )の規格に適合するものとする。	誤植				
2	2	8	3	0	2	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年12月改正 政令第34号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		2	2	8	3	0	2	再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正 政令第1号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	更新					

現行条文 (令和4年版)						新条文 (令和5年版)								
編	章	節	項	下項	編章節条 (項目見出し)	編	章	節	項	下項	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由	
3	1	1	7	5	2	なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（土技第201号令和4年6月2日）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	3	1	1	7	5	2	なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（土技第321号令和5年6月1日）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	更新
3	2	2	0	0	3	なお、基準額と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	3	2	2	0	0	3	また、基準額と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	改定までの誤謬等明示
3	2	2	0	0	14	日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	3	2	2	0	0	14	日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針（平成元年6月）	更新
3	2	2	0	0	16	環境省 水質汚濁に係る環境基準について（平成31年3月）	3	2	2	0	0	16	環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）	修正
3	2	2	0	0	19	全国特定法面保護協会 のり棒工の設計・施工指針（平成25年10月）	3	2	2	0	0	19	全国特定法面保護協会 のり棒工の設計・施工指針（平成25年10月）	修正
3	2	2	0	0	20	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	3	2	2	0	0	20	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	修正
3	2	2	0	0	47	土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）（平成30年10月）	3	2	2	0	0	47	土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）【2018年制定】（2018年10月）	誤植
							3	2	2	0	0	48	地盤工学会 地山補強土工法設計・施工マニュアル（平成23年8月）	新規追加
3	2	3	2	4	10	② 交通量が非常に多い期間	3	2	3	2	4	10	② 交通量が非常に多い期間	誤植
3	2	3	10	1	1	1. 視線誘導標	3	2	3	10	1	1	1. 視線誘導標	誤点
3	2	3	13	3	13	(9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切戻は、機械的手法によるものとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	13	3	13	(9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切戻は、機械的手法によるものとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	誤字
3	2	3	14	2	4	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）」（土木学会、平成30年10月）における、「JSC-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋けり用）品質規格による。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。」	3	2	3	14	2	4	なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）【2018年制定】」（土木学会、2018年10月）における、「JSC-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋けり用）品質規格による。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。」	誤植
3	2	4	4	21	14	(9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼材の溶接に当たり、自重により継手引張りを受ける側から開始しなければならない。	3	2	4	4	21	14	(9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼材の溶接に当たり、自重により継手引張りを受ける側から開始しなければならない。	誤植
3	2	4	5	13	1	13. 杭頭部の処理	3	2	4	5	13	1	13. 杭頭部の処理	誤植
3	2	4	5	19	1	19. 泥水処理	3	2	4	5	19	1	19. 泥水処理	修正
3	2	4	7	7	1	7. 過掘りの禁止	3	2	4	7	7	1	7. 過掘りの禁止	誤植
3	2	5	3	2	1	2. コンクリートブロック積	3	2	5	3	2	1	2. コンクリートブロック積	誤字
3	2	5	3	4	1	4. コンクリートブロック工の空張りの積上げ	3	2	5	3	4	1	4. コンクリートブロック工の空張りの積上げ	誤植
3	2	6	7	4	16	(12) 受注者は、設計図書に示す温度を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷いたときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さが10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷き厚が異なる場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	2	6	7	4	16	(12) 受注者は、設計図書に示す温度を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷いたときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さが10cm以下となければならない。ただし、混合物の種類によって敷き厚が異なる場合は、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督職員と協議の上、所定の締固めが得られる範囲で、混合物の適切な温度を決定するものとする。	文言追加
3	2	6	16	2	1	2. 舗設	3	2	6	16	2	1	2. 舗設	誤植
3	2	7	6	1	1	1. 一般事項	3	2	7	6	1	1	1. 一般事項	誤植
3	2	10	1	1	1	1. 適用工種	3	2	10	1	1	1	1. 適用工種	文言追加、削除
3	2	10	8	2	1	2. 周辺被害の防止	3	2	10	8	2	1	2. 周辺被害の防止	誤植
3	2	12	2	7	7	(5) 受注者は、塗料の有効期限を、シンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由により使用期間が、シンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	3	2	12	2	7	7	(5) 受注者は、塗料の有効期限を、シンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理由により使用期間が、シンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。	誤字
3	2	12	3	1	119	⑥ 外部さすの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験 技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	3	2	12	3	1	119	⑥ 外部さすの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験 技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
3	2	15	3	9	1	9. 盛土材の敷均し及び締固め	3	2	15	3	9	1	9. 盛土材の敷均し及び締固め	誤植
3	2	17	3	1	1	1. 樹木・芝生管理工の施工	3	2	17	3	1	1	1. 樹木・芝生管理工の施工	誤植
3	2	17	3	2	1	2. 剪定の施工	3	2	17	3	2	1	2. 剪定の施工	修正
6	1	1	0	6	1	6. 河川阻害等の防止	6	1	1	0	6	1	6. 河川阻害等の防止	誤植
6	3	2	0	2	5	国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年1月）	6	3	2	0	2	5	国土交通省 河川砂防技術基準（令和4年6月）	年度更新
6	3	2	0	5	7	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月）	6	3	2	0	5	7	国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月）	年度更新
6	3	5	6	6	8	(7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	6	3	5	6	6	8	(7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが避けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。	誤植
6	4	16	3	0	2	排水装置工の施工については、第3編3-2-3-24排水装置工の規定による。	6	4	16	3	0	2	排水装置工の施工については、第6編6-4-12-3排水装置工の規定による。	誤植
6	5	1	0	5	1	5. 適用規定 (3)	6	5	1	0	5	1	5. 適用規定 (3)	年度更新
7	2	5	4	1	1	1. 施工上の注意	7	2	5	4	1	1	1. 施工上の注意	誤植



現行条文（令和4年版）										新条文（令和5年版）															
編	章	節	条	項	下項	編章節条	現行条文					編	章	節	条	項	下項	編章節条	新条文					改定理由	
10	4	2	0	0	15		日本道路協会	鋼道路橋の疲労設計便覧（令和2年9月）					10	4	2	0	0	15	日本道路協会	鋼道路橋疲労設計便覧（令和2年9月）					誤字
10	4	2	0	0	19		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	4	2	0	0	19	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	5	2	0	0	16		建設省	土木研究所アレキサンドロブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）					10	5	2	0	0	16	建設省	土木研究所 プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリート道路橋設計・施工指針（案）（平成7年12月）					スペース
10	5	2	0	0	18		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	5	2	0	0	18	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	6	2	0	0	7		土木学会	トンネル標準示方書山岳工法編・同解説（平成28年8月）					10	6	2	0	0	7	土木学会	トンネル標準示方書山岳工法編・同解説【2016年制定】（平成28年8月）					誤植
10	6	2	0	0	8		土木学会	トンネル標準示方書開削工法編・同解説（平成28年8月）					10	6	2	0	0	8	土木学会	トンネル標準示方書開削工法編・同解説【2016年制定】（平成28年8月）					誤植
10	6	2	0	0	9		土木学会	トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）					10	6	2	0	0	9	土木学会	トンネル標準示方書シールド工法編・同解説【2016年制定】（平成28年8月）					誤植
10	6	2	0	0	19		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	6	2	0	0	19	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	6	3	2	1	1	1.一般事項	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余剰を少なくするよう施工しなければならない。	10	6	3	2	1	1.一般事項	受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余剰を少なくするよう施工しなければならない。	10	6	3	2	1	1.1.横断地	トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。	新規追加			
								10	6	3	3	11.1	なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	10	6	3	3	11.2	なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議しなければならない。	新規追加					
10	6	5	3	11	1	11.打設時期	受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	6	5	3	12	1.2.打設時期	受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	6	5	3	12	1.2.打設時期	受注者は、覆工コンクリートの打設時期を計測（A）の結果に基づき、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				
10	7	2	0	0	16		土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）（平成30年3月）					10	7	2	0	0	16	土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）【2017年制定】（2018年3月）					誤植
10	7	2	0	0	17		土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）					10	7	2	0	0	17	土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）【2017年制定】（2018年3月）					誤植
10	7	2	0	0	18		日本道路協会	落石対策便覧（平成12年6月）					10	7	2	0	0	18	日本道路協会	落石対策便覧（平成29年12月）					発行日修正
10	7	2	0	0	22		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	7	2	0	0	22	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	8	2	0	0	21		日本道路協会	落石対策便覧（平成12年6月）					10	8	2	0	0	21	日本道路協会	落石対策便覧（平成29年12月）					発行日修正
10	8	2	0	0	23		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	8	2	0	0	23	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	9	2	0	0	7		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	9	2	0	0	7	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	10	2	0	0	7		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	10	2	0	0	7	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	11	2	0	0	5		土木学会	トンネル標準示方書シールド工法編・同解説（平成28年8月）					10	11	2	0	0	5	土木学会	トンネル標準示方書シールド工法編・同解説【2016年制定】（平成28年8月）					誤植
10	11	2	0	0	6		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	11	2	0	0	6	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	12	2	0	0	4		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	12	2	0	0	4	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	13	2	0	0	4		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	13	2	0	0	4	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	14	2	0	0	15		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	14	2	0	0	15	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	14	14	7	5	1	5.落下物防止対策	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト粒、コンクリート粒及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に努めなければならない。	10	14	14	7	5	1.5.落下物防止対策	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト粒、コンクリート粒及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に努めなければならない。	10	14	14	7	5	1.5.落下物防止対策	受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	誤植			
10	14	20	4	0	2		受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	10	14	20	4	0	2	受注者は、路肩正整の施工については、路面排水を良好にするため路肩の堆積土砂を削り取り、または土砂を補給して整正し、締固めを行い、設計図書に示す形状に仕上げなければならない。	10	14	20	4	0	2	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械施工協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	修正			
10	15	2	0	0	4		日本建設機械施工協会	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）					10	15	2	0	0	4	日本建設機械施工協会	除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）					修正
10	15	2	0	0	11		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	15	2	0	0	11	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	15	3	1	9	1	9.作業上支障となる箇所	受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に努めなければならない。	10	15	3	1	9	1.9.作業上支障となる箇所	受注者は、施工区間の道路及び道路付属物等について、工事着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故の防止に努めなければならない。	10	15	3	5	4	1.4.凍結防止剤の保管等	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（日本建設機械施工協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	修正			
10	16	2	0	0	13		日本みち研究所	補訂版道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					10	16	2	0	0	13	日本みち研究所	補訂版 道路のデザイナー—道路デザイン指針（案）とその解説—（平成29年11月）					スペース
10	16	24	4	29	1	29.超音波探傷試験の検査技術者	超音波探傷試験の検査技術者は、「（一社）日本非破壊検査協会「NDIS 0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。	10	16	24	4	29	1.29.超音波探傷試験の検査技術者	超音波探傷試験の検査技術者は、「JIS Z 2905（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく2種以上の有資格者とする。	10	16	24	4	29	1.29.超音波探傷試験の検査技術者	超音波探傷試験の検査技術者は、「JIS Z 2905（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく2種以上の有資格者とする。	修正			